

# 公立保育所

(保育所型認定こども園含む)

## 指導監査セルフチェックリスト

(令和7年度)

## 【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑧)	...	4
職員体制	(設問①～⑱)	...	7
保健衛生	(設問①～⑩)	...	12
安全対策	(設問①～⑳)	...	14
保 育	(設問①～⑩)	...	18
食事の提供	(設問①～⑱)	...	20
職員処遇	(設問①～⑫)	...	23

## 【 根 拠 法 令 等 ( 略 称 ) 】

### ○法令

略称	正式名称	公布等年月日
設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年6月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日
関税暫定措置法	関税暫定措置法	昭和35年3月31日
関税暫定措置法施行令	関税暫定措置法施行令	昭和35年3月31日

### ○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
短時間勤務の保育士の取扱いについて	保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて	令和3年3月19日
保育士配置特例	保育所等における保育士配置に係る特例について	平成28年2月18日
保育指針	保育所保育指針	平成29年3月31日
保育指針の留意事項通知	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	平成30年3月30日
保育指針解説	保育所保育指針解説	平成30年2月改定
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
食中毒事故発生防止通知	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	平成8年6月18日
衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	平成9年6月30日
保育士労働環境確保通知	保育士の労働環境確保に係る取扱いについて	平成29年9月7日
受水槽の衛生確保通知	社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について	平成8年7月19日
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	平成30年3月改訂
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成31年4月改訂
安全管理の徹底について	保育所、幼稚園及び認定こども園における安全管理の徹底について	令和3年8月27日

### ○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日
給食の手引き	保育所給食の手引き	平成22年4月12日

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	①施設運営についての重要事項に関する規程(園則)を定めているか。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第13条第2項 保育所は、次の各号に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項
	②職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第7条の2第2項 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
	③苦情に適切に対応するため、窓口の設置等を行っているか。 (例:苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
	④業務の質の評価を行い、その改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第36条の2第1項 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	⑤自己評価の結果の公表に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第1(3)ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結果の公表に努めているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	⑥建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定こども園認定基準条例 第14条第2項 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。
	⑦満3歳以上の子どもについては学級を編制し、1学級原則35人以下としているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（「教育及び保育時間相当利用児」）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。 この場合において、1学級の子ども数は、35人以下を原則とする。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																																																																																															
		適	否	非該当																																																																																																																
【施設運営】	<p>⑧保育室・園舎の面積は基準を満たしているか。</p> <p>【保育室】 ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>【園庭】</p> <table border="1"> <tr> <td>実面積</td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上</p> <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>※保育所型認定こども園の場合は基準が異なるが、既存施設が認定こども園の認定を受ける場合は上記基準を満たせば可。</p>	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	実面積	㎡	満2歳以上の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>(設備の基準) 第32条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。 3 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 4 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 5 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。 6 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p>
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																														
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																														
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																														
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																														
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																														
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																														
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																														
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																														
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																														
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																														
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																														
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																														
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																														
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																														
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																														
実面積	㎡																																																																																																																			
満2歳以上の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																															

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																											
		適	否	非該当																																												
【職員体制】	<p>①保育に従事する職員の数は年齢別配置基準を満たしているか。</p> <p>【児童数及び必要職員数】(※必要職員数は経過措置における基準) ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>満0歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>3</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満1歳</td> <td>人</td> <td rowspan="2">÷</td> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">=</td> <td rowspan="2">人</td> <td rowspan="2">※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満2歳</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>満3歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>20</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>30</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>※四捨五入</td> </tr> </table> <p>【現在の職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> <p>⇒ 勤務時間(月)の合計 時間 ÷ 常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間 ⇒ 常勤換算 (B) 人</p> <p>※少数点以下の端数処理はしない。</p>	満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人	満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人	計			人	※四捨五入	常勤	人	(A)	非常勤	人		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第33条第2項 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。 ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p> <p>※設備運営基準の経過措置</p> <p>第33条第2項 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。 ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>
	満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																									
満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
満2歳	人																																															
満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
計	人	計			人	※四捨五入																																										
常勤	人	(A)																																														
非常勤	人																																															
	<p>②保育に従事する職員は常時2人以上配置されているか。</p> <p>③常勤の保育士が各組や各グループに1名以上配置されているか。 ※乳児を含む各組や各グループであって、最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上でなく2名以上</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>短時間勤務の保育士の取扱いについて</p> <p>最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいが、次の条件全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。</p> <p>(1)常勤の保育士が各組や各グループに1名以上配置されていること (2)常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること ※空き定員があるにも関わらず保育士確保困難により待機児童が生じている場合、市町村がやむを得ないと認めた場合に限り、特例的取扱い有り。</p>																																											

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	④保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           第33条第1項            保育所には、保育士及び嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。         </div>
	⑤満3歳以上の子どもについては、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任を配置しているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>認定こども園認定基準条例</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           第3条第2項            満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。         </div>
	⑥学級担任は、幼稚園教諭免許を有しているか。 ただし、保育士資格保有者で、その意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者が、幼稚園教諭免許の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 ※児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、県が実施する 幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることが要件 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>認定こども園認定基準条例・認定規則</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。</li> <li>・条例第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。</li> <li>・条例第4条第4項 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。</li> <li>・規則第4条第1項第2号 条例第4条第4項ただし書の保育士の資格を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認める者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。</li> </ul> </div> <b>認可・認定基準条例施行通知</b> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           第2-二            園児の教育及び保育に従事する者は、認定規則第4条第1項第2号に規定する「その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。」とは、児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、宮崎県教育委員会及び宮崎県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることとする。         </div>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等					
		適	否	非該当						
【職員体制】	⑦満3歳以上の子ども(1号・2号認定)の教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しているか。 ※両資格併有が困難な場合、いずれかの資格を有すること ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定こども園認定基準条例 第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。					
	⑧満3歳以上で保育所同様1日8時間程度利用する子ども(2号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定こども園認定基準条例 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 第4条第5項 第3項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有するものでなければならない。					
	⑨満3歳未満の子ども(3号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定こども園認定基準条例 第4条第1項 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。					
	⑩定員に応じ必要な数の調理員を配置しているか。  ※下表は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日)別紙2に規定されている基準。(公立保育所等は給付費がないため、あくまで参考)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	<table border="1"> <tr> <td>利用定員40人以下の施設</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>利用定員41人～150人以下の施設</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>利用定員151人以上の施設</td> <td>3人(うち1人は非常勤)</td> </tr> </table>	利用定員40人以下の施設	1人	利用定員41人～150人以下の施設	2人	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)			
利用定員40人以下の施設	1人									
利用定員41人～150人以下の施設	2人									
利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)									
⑪みなし保育士(県知事が保育士と同等の知識・経験を有すると認める者)を配置している場合、配置特例の要件を満たしているか。  ◆特例① 朝夕等児童が少数となる時間帯において、児童の人数に応じ必要となる保育士数が1名となる場合でも、保育士1名に加えて、県知事が保育士と同等の知識・経験を有すると認める者を配置しなければならない。  ◆特例② 1日8時間を超えて開所していること等により、みなし保育士を配置基準上の保育士として算定している場合、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内としているか。 ※「1日に配置しなければならない保育士の総数」＝「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」＝配置できるみなし保育士数(追加的に確保しなければならない保育士の数) みなし保育士として配置している者は、平成28年8月4日付け24660-1522にて示している要件を満たしているか。  (1)保育所、認定こども園で保育業務に従事した期間が1,440時間(6時間×20日×12ヶ月)以上ある者  (2)家庭的保育者  (3)子育て支援員研修のうち地域保育コース(地域型保育)を修了した者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育士配置特例  ◆朝夕等児童が少数となる時間帯における保育士配置特例 朝夕等児童が少数となる時間帯においては設備運営基準第33条第2項の規定(「保育士の数は、保育所1につき2人を下ることはできない」)を適用しないことができる。 この場合であっても、児童の人数に応じ必要となる保育士の数が1名となる場合や、朝夕等児童が少数となる時間帯については、保育士1名に加え、県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。  ◆保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合は、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。 ※この場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。						

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	<p>⑫幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許状を有する者又はみなし保育士を特例により配置している場合であっても、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上は保育士資格を有する者を配置しているか。</p> <p>⑬保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。 ただし、在籍乳幼児が3名以下の保育所については以下の要件を満たしているか。 ・保育士と合同で保育を行うこと ・各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>保育士配置特例</p> <p>①朝夕等児童が少数となる時間帯における保育士配置特例 朝夕等児童が少数となる時間帯においては設備運営基準第33条第2項の規定（「保育士の数は、保育所1につき2人を下ることはできない」）を適用しないことができる。この場合であっても、児童の人数に応じ必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等児童が少数となる時間帯については、保育士1名に加え、県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>②幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の活用に係る特例 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>③保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合は、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>④②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数 ②及び③の特例を適用する場合であっても、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上は保育士資格を有する者を置かなければならない。</p> <p>設備運営基準</p> <p>附則第2項 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>看護師等の配置特例の要件見直しについて（R4.11.30国通知）</p> <p>①保育士と合同で保育を行うことについて 在籍乳幼児数が3名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。 ②保育に係る一定の知識や経験を有することについて 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳幼児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇発 0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とすること。</p>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑭児童に対し、差別、体罰、言葉の暴力等不適切な処遇はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
	⑮障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童福祉行政監査通知 別紙1-2(2) 第1-1入所者支援の充実 (6)障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。
	⑯職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らさないよう、また職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第14条の2第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
	⑰保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たしているか。 ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること。 ・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第63条 10 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育似合わせて従事させることができる。  インクルーシブ保育について(R4.8.26 国通知) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。 ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること(例:保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。) ・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること(例:交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。)

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保健衛生】	①保健計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。</p> <p>保育指針</p> <p>第3章-1-(2)ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>
	②児童の健康診断を少なくとも年2回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第12条第1項 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>
	③職員の健康診断を年1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>労働安全衛生規則</p> <p>第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。</p>
	④児童の心身の状態に応じた保育を行うため、健康状態や発育及び発達の状態について把握しているか(定期的な身長・体重の測定など)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。</p> <p>保育指針</p> <p>第3章1(1)ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保健衛生】	⑤児童の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>〈参考〉感染症対策ガイドライン</p> <p>保育所での感染症対策として、子どもたちの予防接種歴及び罹患歴を把握し、記録を保管することが重要です。入所時には母子健康手帳等を確認して予防接種歴及び罹患歴を記録し、入所後は毎月新たに受けたワクチンがないか保護者に確認し、記録を更新しておく仕組みを作っておくことで、感染症発生時に迅速な対応を行うことが可能となります。</p>
	⑥やむを得ず児童に薬を与える場合、保護者から与薬依頼票等を徴しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>〈参考〉保育指針解説</p> <p>第3章-1-(3)-⑤ 子どもに薬を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。</p>
	⑦救急用の薬品や応急処置用品を適切な管理のもとに常備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第10条第4項 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
	⑧プールの水質検査を行い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/l～1.0mg/lに保たれるよう水質検査を行い、消毒しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>〈参考〉感染症対策ガイドライン</p> <p>遊離残留塩素濃度が0.4mg/l～1.0mg/lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。</p>
	⑨ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗い、こまめに水を入れ替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>〈参考〉衛生管理改善及び食中毒発生予防通知</p> <p>記4 ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入替えを行うなど水の汚染防止に努めること。</p>
⑩受水槽により飲用水を供給している場合、残留塩素の有無の検査、清掃など衛生上必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第10条第1項 飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〈参考〉受水槽の衛生確保通知</p> <p>受水槽により供給される飲用水についても、管理の徹底を図ることが必要である。受水槽の設置者又は管理者は、受水槽の残留塩素の有無について検査し、残留塩素が検出されない場合は、受水槽の清掃を行う等の措置を講じること。</p>	

事項	点検内容	点検結果			
		適	否	非該当	
【安全対策】	①非常災害対策計画(防災マニュアル)を作成しているか。 ※保育所型認定こども園については、「危険等発生時対処要領(マニュアル)」でも可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第6条第1項 児童福祉施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
	②認定こども園安全計画を策定し、実施しているか。 ※保育所型認定こども園のみ。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認可・認定基準条例施行通知 第1-2-5 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健全な生活の基本であることから、子どもの健康状態や発育及び発達の状態の把握、健康増進、疾病等への対応、環境及び衛生管理、事故防止及び安全対策などについて、認定こども園安全計画の策定を通じ、計画的に行うこと。
	③避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第6条第2項 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
	④防火設備、避難経路等の定期的な安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。 保育指針 第3章4(1)ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
	⑤事故発生防止のための指針(マニュアル)の整備等、事故発生時の対応等に関する措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第1-【保育所】-(5) 事故発生防止のための指針(マニュアル)の整備等、事故発生時の対応等に関する措置を講じているか
	⑥保育中の事故防止のため、以下に留意し施設内外の安全点検を行っているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備運営基準 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。 保育指針 第3章3(2)ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑦児童に対し、交通安全の習慣を含む安全に関する指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。  <b>保育指針</b> 第2章3(2)ア(ウ) ⑥ 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。
	⑧不審者等の侵入防止のための措置や訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第3章3(2)ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。
	⑨睡眠中、食事中など事故が発生しやすい場面における以下の安全対策を講じているか。  ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。  ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第3章3(2)イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講ずること。  <b>児童福祉行政監査通知 別紙1(2) 第1-1入所者支援の充実</b> (5)事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。 オ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。 (6)障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 (7)保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。
⑩プール活動・水遊びを行う場合は、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>プール事故防止通知</b> プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑪重大事故が発生した場合は、速やかに市町村を経由して県に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知 別紙1(2) 第1-1入所者支援の充実</p> <p>(5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</p> <p>ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせると寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</p> <p>イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>ウ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> <p>エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。</p> <p>オ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(6) 障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p>
	⑫事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑬保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑭水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<p>事故報告通知</p> <p>死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む)が発生した場合には速やかに自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと</p> <p>避難確保計画作成通知</p> <p>今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。</p>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑮登所バスによる送迎を行っている場合、以下に留意し運行の安全確保を徹底しているか。 ・運転を担当する職員他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>部長通知</p> <p>第1-3-(4) 登所バスによる送迎を行う場合は、運行の安全確保を徹底すること。なお、有償で運送する場合は、道路運送法に基づき陸運支局長に対し所定の手続きをとること。</p> <p>安全管理の徹底について(R3.8.27国通知)</p> <p>(1)子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。 (2)登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 (3)送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、 ・運転を担当する職員他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること</p>
	⑯子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑰登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑱安全計画を策定しているか。 職員に対し、安全計画について周知するとともに、当該計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しているか。 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第六条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
	⑲業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第九条の四 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
⑳感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	①園児等の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>施設設備運営基準</b> 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転車席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。
	②通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する措置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
【保 育】	①保育の全体的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。 <b>保育指針</b> 第1章3(1) 保育所は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
	②保育の指導計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第1章3(2) 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。
	③食育計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第3章2(1)ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
	④3歳未満児については、生育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第1章3(2)イ(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
	⑤障がいのある児童については、個々の子どもの状態に応じた支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第1章3(2)キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
	⑥児童の処遇に関する帳簿は整備されているか。 ・出席簿 ・児童票 ・保育日誌 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第14条第1項 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保 育】	⑦子どもの育ちを支えるための資料(保育要録)を小学校等に送付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。
	⑧小学校教師との意見交換等の機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>保育指針</b> 第2章4(2) ウ：子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。 イ：小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
	⑨保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>保育指針の留意事項通知</b> 記2 保育所と小学校との連携を確保するという観点から、小学校に子どもたちの育ちを支えるための資料として、保育所児童保育要録が送付されるよう求めている
	⑩不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
					<b>児童福祉行政監査通知</b> 別紙1-2-(2)-第1-1-【保育所】-(3)-ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。
					<b>設備運営基準</b> 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。
					<b>保育指針</b> 第3章1(1)ウ 子ども の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	①児童に食事を提供する時は、園内で調理する方法により行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第11条第1項 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(中略)により行わなければならない。
	②献立は、できる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条第2項 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
	③食品の種類及び調理方法は、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条第3項 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
	④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第11条第4項 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
	⑤3歳未満児の献立、調理(離乳食等)について配慮されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>児童福祉行政監査通知</b> 別紙1-2-(2)-第2-共通事項-(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。
	⑥体調不良、食物アレルギー、障がいのある児童に対しては、医師等の指示や協力のもと、子ども一人一人の状態に応じた食事を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。 <b>保育指針</b> 第3章2(2)ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
	⑦食物アレルギーを有する児童に対する食事の提供は、誤食や誤配が起らないよう、配膳時のチェック体制をとるなど対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>&lt;参考&gt;アレルギー対応ガイドライン</b> 第1部-3-(2) 誤食の対策としては、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられます。また、食事の提供の際には、誤配・誤食が起らないよう、安全確保に必要な人員を配置し、管理を行う必要があります。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	⑧前年度に実施した給食について栄養給与状況報告書を作成し、所轄保健所に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>栄養管理条例</b> 第3条第1項 多数給食施設の管理者は、規則で定めるところにより、当該施設における栄養の給与状況を知事に報告しなければならない。
	⑨給食関係の帳簿は整備されているか(給食日誌等の栄養管理関係帳簿)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>栄養管理条例</b> 第3条第2項 多数給食施設の管理者は、規則で定める書類及び帳簿を備えなければならない。  <b>栄養管理条例施行規則</b> 第4条第1項 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類及び帳簿は、次に掲げるものとする。 (1) 献立表 (2) 栄養管理関係帳簿
	⑩満3歳以上の児童に対する食事の提供を外部搬入により行っている場合、基準上の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>設備運営基準</b> 第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。 一 食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たしうような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 栄養士又は管理栄養士により、献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
	⑪調理業務を委託している場合、契約内容等が遵守されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>児童福祉行政監査通知</b> 別紙1-2-(2)-第2-共通事項-(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか
⑫児童に食事を提供する前に検食を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>給食の手引き</b> 第5章-7-(1) 調理が完了したら配膳までの間に、調理従事者以外の検食者によって食事を安全、衛生、食育的観点から検食する。給食日誌の「検食者記録欄」又は「検食簿」に記載し、結果を活用することで給食内容の改善を図る。	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	⑬調理に従事する職員の検便を毎月実施しているか(腸管出血性大腸菌の検査を含む)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>給食の手引き</b> 第5章-3-(1) 調理従事者は、腸管出血性大腸菌を含めた検便を月1回以上必ず行うこと(調理従事者とは、調理室内で調理、配膳の作業を行う者)。 なお、調乳作業をする者や、乳児保育担当者にあつては、同様の検査を受けることが望ましく、その他の職員についても、サルモネラ及び赤痢の検査を定期的に受けるよう努めること。
	⑭食品の検収は、品質、温度、汚染状態等に留意して実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>児童福祉行政監査通知</b> ・別紙1-2-(2)-第2共通事項-(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 ・別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。
	⑮原材料及び調理済み食品の保管については、適切な温度管理を実施しているか。 野菜・果物 ⇒ 10℃前後で保存(冷凍野菜は -15℃以下) 魚介類、食肉類 ⇒ 魚介類は5℃以下で保存、食肉類は10℃以下 (冷凍保存は -15℃以下)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>食中毒事故発生防止通知</b> 記1(2) 原材料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。
	⑯保存食は、各材料ごとに50g程度ずつ、-20℃で2週間以上保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>衛生管理及び食中毒発生予防通知</b> 参考資料 I 5 原材料等の保管管理については、下記の原材料等の保管管理手順に沿って行い、温度の記録については、少なくとも①原材料の保管温度は適切であったか、②調理が終了した食品を速やかに提供したか、③調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度が適切であったかを実施献立表等に点検項目を設け、その適否を記録しておくこと。 (1) 野菜・果物 ②各材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。(検食用) ③専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、10℃前後で保存する。(冷凍野菜は-15℃以下) (2) 魚介類、食肉類 ②各材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。(検食用) ③専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、食肉類については10℃以下、魚介類については5℃以下で保存する。(冷凍で保存するものは-15℃以下)

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	①関税が免除されたスキムミルクを使用している場合、受払簿に使用状況を記入しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(2)-第2-(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>関税暫定措置法</p> <p>第9条第1項 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(軽減税率)が定められているもので、政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続きをしなければならない。</p> <p>関税暫定措置法施行令</p> <p>第33条第5項 法第9条第1項の軽減税率の適用を受けた前条第1項第1号に掲げる物品の給食を実施する法の別表第1第0402・10号の2の(1)に規定する児童福祉施設等並びにこれらの者の受託を受けて当該物品を使用して給食用の加工品を製造する者は、当該物品及び加工食品に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 略 2 配分した物品の種類、数量、価格、配分年月日、配分先、蔵置場</p>
【職員処遇】	①職員に関する帳簿は整備されているか。 ・出勤簿又はタイムカード ・年休処理簿 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>設備運営基準</p> <p>第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>
	②就業規則は関係法令の改正に合わせて変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>労働基準法施行規則</p> <p>第49条第1項 使用者は、常時10人以上の労働者を使用するに至った場合においては、就業規則の届出を所轄労働基準監督署にしなければならない。</p>
	③必要な諸規程が整備され、規程に基づいた運用がなされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた運用がなされているか。</p>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	④労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>保育士労働環境確保通知</p> <p>記(1) 指導監査通知に掲げられた着眼点のうち、「労働基準法等関係法規は、遵守されているか」の確認を求めるものについては、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認することを意図するものであること。</p>
	⑤通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p>
	⑥年次有給休暇が適切に付与されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>労働基準法</p> <p>第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注) 週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。</p>
	⑦労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>労働基準法</p> <p>・第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 ・同条第2項 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即座に労働契約を解除することができる。</p>
	⑧⑦で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>パート労働法</p> <p>第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。</p>

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑨所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑩時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届出した場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑪給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑫変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要  ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法 第32条の2 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度  第32条の4・第32条の4の2 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度